

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年12月14日（火）午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次
前 原 茂 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】永瀬部長

〔市民課〕東森課長

〔生活年金課〕的早課長

〔保険課〕森課長 田村課長補佐兼保険総務担当課長補佐
後藤課長補佐兼保険業務担当課長補佐

〔市民税課〕長谷川課長

〔固定資産税課〕鈴木課長

〔収税課〕影岡次長兼課長

〔環境政策課〕藤岡次長兼課長 大峯環境保全担当課長補佐

〔クリーン推進課〕清水課長 白鳥生活環境担当課長補佐

【福祉保健部】大橋部長兼福祉政策課長

〔福祉課〕橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

〔障がい者支援課〕塚田次長兼課長

〔長寿社会課〕足立課長 萩原課長補佐兼介護保険担当課長補佐

〔健康対策課〕中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐
渡部課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

【こども総本部】景山部長

〔こども政策課〕東森課長補佐（教育委員会事務局こども政策課長補佐兼学校政策
担当課長補佐）

〔こども相談課〕瀬尻課長

〔こども施設課〕斎木課長

〔こども支援課〕金川課長 大谷保育支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】松田局長兼こども政策課長

〔学校教育課〕西村課長

〔生涯学習課〕木下課長

〔学校給食課〕伊藤課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍聴者

安達議員 又野議員

報道関係者 2人 一般 2人

審査事件及び結果

- 議案第106号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第107号 米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第108号 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第109号 米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

報告案件

- ・令和3年10月1日現在の保育所入所待機児童数について [こども総本部・教育委員会]
- ・第12回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果について [市民生活部]

協議案件

- ・民生教育委員会の所管事務に係る調査研究について

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○矢田貝委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、12月9日の本会議で当委員会に付託されました議案4件について審査するとともに、2件の報告を受けます。

初めに、議案第108号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

東森こども政策課長補佐。

○東森こども政策課長補佐（教育委員会事務局こども政策課長補佐兼学校政策担当課長補佐） 議案第108号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。令和3年12月1日議会運営委員会の資料1により御説明いたします。

5ページをお開きください。国が定める保育施設、保育事業等の運営に関する基準が一部改正され、保育所の運営を行う事業者の業務の負担軽減等及び保護者の利便性向上を図る観点から、事業者が作成、保存する書面等及び事業者から保護者への説明に使用する書面等について、電磁的方法による対応ができることとされたことに伴う所要の整備を行おうとするものです。

説明は以上でございます。

○矢田貝委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** 前もってちょっとお伺いしたんです、特定というのがついていても保育園とか認定こども園とか、保育に関係ある機関に全て係っている条例だということは分かったんですけど、特定がついてる意味がやっぱり分からないと思って。何で特定がつくんでしょう。

**○矢田貝委員長** 大谷こども支援課保育支援担当課長補佐。

**○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐** この特定がつきますのは、全て保育や教育を行っている事業につきましても単なる教育・保育施設ということになるんですけども、これは市町村のほうで給付を受けるにふさわしい、その対象とすべき事業所かどうかということにつきまして、子ども・子育て支援法により確認という行為を行っております。その確認を受けた事業所について、この特定という言葉がつくということになります。

**○石橋委員** はい、分かりました。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 電磁的対応によりということなんですが、電磁的対応というのは、具体的にどういう対応をするということですか。

**○矢田貝委員長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 電磁的記録による対応でございますが、例えば書面により保存をしていたような文書、そういったものを、例えばパソコンのハードディスクあるいはCD-R、そういった媒体にデータで保存するといったものでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり、今まで資料を文書、紙で保存していたけど、それをハードディスク等に保存する。例えば申請のやり取りを、書面ではなくて電磁的な対応、例えば文書をメールでやり取りするとか、そういうことではないのですか。

**○矢田貝委員長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 例えば、利用者からの同意を取る必要がある、そういった場合についてもメール等によって確認をするということが認められたものでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 例えば申請書のやり取り、今まで多分紙ベースでやっていたと思うんですが、そんなのも例えば、メール等というか、添付ファイルというか、そういうこともこの電磁的対応というのは含んでいるんですか。

**○矢田貝委員長** 大谷保育支援担当課長補佐。

**○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐** 保育所入所の申込みなど、今は書面で行っているものについては、これは変わらず書面で頂くこととなります。ただ、保育所におかれまして、こちらのほうが、今まで実際にはパソコンの作業等で文書等を保存されていたものにつきまして、これが明確にそのような形にしてもいいということを条文として入れたということになります。そのほか、データのやり取り、この同意という部分なんですけれども、教育・保育施設におきましては、保護者に対して重要事項説明ということをしていただいているんですけども、これが必ず必要となっているんですけども、それをデータ上でもやり取りをしていいということになったということになります。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 だから、今回の電磁的な記録方法、電磁的対応、これは今まで紙ベースで保存した文書をもうハードディスク等に保存する、そういう形で対応する。それから保護者とのやり取りで、同意とか重要事項の説明文書をメール等でやり取りするというふうに関こえたのですが、そうですか。

それからもう一つ、今、保育所の申込みとか、いろんな市民との文書のやり取りがあると思うのですが、それを紙ベースではなくて、もうネット上というか、そういったデータでのやり取りもするというところまでは含まれていないと理解していいのですか。

○矢田貝委員長 大谷保育支援担当課長補佐。

○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐 先ほど申されました2番目のほうなんですけども、市と保護者の方とのやり取りにつきましては、またこれについては書面ベースで頂くようになります。

それと、最初の御質問は、その重要事項説明をデータでやり取りしてもよいかということだったと思いますけれども、今までは、紙の形でお渡しをして、それに対して署名を頂くという形を取っておりましたが、今回のこの条例によりまして、データをそのままの形で保護者にお渡しすることができるのであれば、それでも構わないということになったということになります。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 最後の重要事項説明、今までは紙を渡して、署名してもらって、つまり、了解したという確認を署名でしていた。その後ですが、例えば重要事項の説明の内容を電磁的な方法で渡して、当然、保護者がこれ確認しましたという、そういったことを確認しないといけないと思うんですが、それはどうやってするんですか、今の話では。

○矢田貝委員長 大谷保育支援担当課長補佐。

○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐 そこにつきましては、やはり園側のほうとしては確かに確認したということが必要としますので、何らかの形で同意を得たことを確認したという、書面なのか、それともその電子的なものでもあってもよろしいと思うんですけども、それは頂くことになるかと思えます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 いや、その何らかの形と言われても、何かどうするんだと思うのですが。

○矢田貝委員長 金川こども支援課長。

○金川こども支援課長 当然、今までですと書面ということでありましたが、今後はメールについてもその同意の確認を認めるということによって定めたものでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 すみませんね、ちょっと細かくて。書面の場合は自筆だから、いわゆる本人確認できますよね。この電子的に同意を、例えばメールでいっても、メールで了解しましたとメールもらったって、それは本人確認もできないし、同意のことにはならないと思うんですが。何か厳密には、何か電子署名とか云々かんぬんみたいなことかなとイメージするのですが、多分そこまではしないし、どうやろうとしているのか分からないのですが。

○矢田貝委員長 金川こども支援課長。

○金川こども支援課長 電子署名等まで要するという事は今回の条例には含まれてお

りませんが、各事業所と利用者の間で確認に足りるといふところの方法を取っていただくということになるかと思ひます。例へばメールアドレスを把握するであつたりとか、そういう方法も想定されますけれども、具体的なやり取りの本人確認については、事業者と利用者の間で定められるものといふふうにて考へております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっとなかなか、だからある意味もう事業者にその辺は任せるみたいにて聞こえるのですが、でも一定のこゝういふふうにてしないと本人確認したことになるにせよとかいふのは示さない、事業者だつて困るんではないですか。署名取れば、紙の本人の署名だつたらそれでおしまいだと思ふんだけど、そうじゃない方法を模索しているよゝうな気がするのですが。でも、今回はそこまではしないといふことなら、それはそれで分かりますし。ちょっと、よく、何かそこが曖昧にて聞こえてしまうのですが、事業者にて丸投げといふのは、それは事業者も混乱するのではないですか。

**○矢田貝委員長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 現在、委員のおっしゃるとおり、そういう具体的な方法が示されているものではないにせよ、今後そういう検討、事業者のほうでじゃあどういふ形で本人確認をしていくのかといふよゝうな部分がありましたら、市のほうとして、市としてこゝういふ電子申請をどうするのかといふ問題もありますので、また国のほう等から具体的な方法等について周知等がありましたら、それを確認して事業者等にも伝達をしていきたいといふふうにて考へております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。こゝういふ書面のやり取りをできるだけ市民の利便性を図るといふことで、電子的なやり取りにて済ませるといふのは、それは進めていけばいいではないかと私は思ひます。ただ、市民全員みんながすぐできるわけではないので、そういう方向でやっていくといふのは、それはいいと思ひます。ただ、やり方はやっぱり混乱を招かないよゝうにとか、それから市民によつて、なかなかこゝういふ方法を使えない人も当然いるので、そういう配慮をしながらこゝういふ方向性を模索するといふこと、これ第一歩かなといふふうにて理解しますといふことで、それでいいです。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第108号、米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 御異議なしと認めます。

よつて、本件については全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

東森こども政策課長補佐。

**○東森こども政策課長補佐（教育委員会事務局こども政策課長補佐兼学校政策担当課長補佐）** 議案第109号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。令和3年12月1日議会運営委員会の資料1により御説明いたします。

6ページをお開きください。国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正され、家庭的保育事業者の業務の負担軽減等を図る観点から、事業者が作成、保存する諸記録について、電磁的記録による対応ができることとされたことに伴う所要の整備を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第109号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時14分 休憩**

**午後1時31分 再開**

**○矢田貝委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、こども総本部から1件の報告を受けます。

令和3年10月1日現在の保育所入所待機児童数について、当局の説明を求めます。

金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 令和3年10月1日現在の保育所入所待機児童数について調査結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

お手元の令和3年12月14日付民生教育委員会資料を御覧ください。令和3年10月1日現在の、本市の保育所入所待機児童数はゼロ人でした。これは、令和2年度に、認定こども園においてゼロ歳児の入所定員枠が拡大したこと、出生数が第2期子ども・子育て支援事業計画で予定していた推計よりも減少したこと、また新型コロナウイルス感染症の影響により入所の希望が減少したことが理由として考えられます。今後につきましては、出生数や入所申込み状況の推移、これを注視しながら適切な受入れ数の確保を図っていき

たいと考えております。

説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

**○石橋委員** 認定こども園のゼロ歳児の定数が増えたというふうなことを聞きましたけども、何園増えたんでしょう、定数は何人増えたんでしょうか。

**○矢田貝委員長** 大谷こども支援課保育支援担当課長補佐。

**○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐** 認定こども園2園、ゼロ歳児の定員を増やされまして、計4人分増えております。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 4人増えただけなんですか。だとすると、やっぱりこの待機児が、令和元年度までは大体毎年50人前後、50何人っていうふうに出てたのが、ここへ来て、令和2年から本当に2人、今回はなしっていうのが、やっぱりそうはいつてもちょっと腑に落ちないところがあるんですけど、そこはやっぱりコロナだったり少子化っていうのの影響っていうことですか。そんだけ子どもの数が減ってるっていうことですかね、対象の子ども数が。

**○矢田貝委員長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 出生数については、先ほども御説明しましたとおり、当初の計画、子ども・子育て支援事業計画に比べますと、大幅に減少しているというところがございます。その理由についても、少子化の影響もございますが、現時点では新型コロナウイルス感染症の影響も否定できないということで認識をしております。

**○矢田貝委員長** ほかにございますか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 一番下に書いてあるアスタリスクのところなんですけれども、「4月1日時点調査と同じ基準で10月1日計算した結果となっています」なんですけど、その同じ基準っていうことの説明をいただけますでしょうか。

**○矢田貝委員長** 大谷保育支援担当課長補佐。

**○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐** この待機児童者数の調査につきましては、国のほうが調査の基準というのを設けております。その中におきまして、例えばなんですけれども、単に入所申込みで入所できなかった人の数ではなくて、例えばその中には、いわゆる転園ですね、実際に入所しているのだけれどもほかの園に行きたい方ありますとか、地域の中におきまして、ほかに空きがあるのだけれども特定の園だけを希望されている方というものにつきましては、その待機児童から外すということになっておりますので、それと同じ基準で調査した結果ということになります。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 理解できました。このところ、昨年も2名で、令和3年は10月1日時点でゼロということで、以前から、安心して妊娠・出産をしていただくために、育休明けの予約制度を前から発言をさせていただいていたんですけれども、その検討をお願いしたいと思いますが、唐突ですみませんけれども。

**○矢田貝委員長** 検討状況を。

**○伊藤委員** 唐突だったので。検討をお願いしたいと思います、意見です。意見と要望です。よろしく願いいたします。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

戸田委員。

**○戸田委員** この実態調査を私、見させていただきましてね。それで、どういふのかな、景山部長さんにも情報提供をしておるんですけども、実は私の近所で100戸ぐらいの大きな住宅が今どんどん建っております、開発されておるわけですけども。ただ、この実態調査を見ますとね、ゼロ歳児、それだけの待機児童はないということなんです、私のところには相当の相談が来ております、こたか保育園に入らせていただけない。今、元に戻りますけど、100軒ということになれば、子どもさんが2人生まれてくるということになれば、200人の子どもさんが保育園なり小学校に通っていく。これ、伯仙小学校のほうにも提供しておるんですけども、一挙にそれだけの児童数、生徒数が増えていくということなんです。そこで問題なんですけども、予測実態の、その辺の調査をされて、市として今後の取組をどうされるのかということをおは投げかけているんですけども、そのような、私どもの伯仙地域ではなくて、ほかの地区もあるんでしょうけども、そういうふうな取り組み方というのはなされておられるんですか。

**○矢田貝委員長** 金川こども支援課長。

**○金川こども支援課長** 委員おっしゃった、急激に開発が進んだ等の場合で、一気に子どもの数が増えると、そういった地域ごとの実態というのは、現時点では、今回の保育の量の検討に関しては、今把握をしていないところです。実態としてそういった地域がありましたら、当然必要な保育の量を確保していくということになるとお思いますので、その辺も含めて、今後、状況を把握していきたいとお考えております。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** あのね、副市長、教育長さんにも申しますけれども、そういうところが今現実、もう50世帯建てられておられるんです。そういうところを情報提供しとるにもかかわらず、その内容を調査しないというのはいかかなものかって私言ってるんです。私の長女と次女は、伯仙小学校に3年間以上プレハブに入とったんです。急激にマンモスタウン化してしまつて、その需要と供給のバランスが崩れてしまったということをお何回も言ってるんですよ、当局に。なぜそういうところをお実態調査されて、将来予測の中にお鑑みていくような施策展開をおなぜされないんですか。このデータを親御さんにお見せましようか。私の近所の方も2人とも車尾の保育園にお出されておられますよ、その実態をお私は当局にも報告してはありますが、どうせいこうせいではなくて、当局に、こういうような状況がお生まれてきておるので、将来的に大きな禍根をお残さないような施策展開をおするべく、対処方法を検討されたらいいじゃないですかって私は言とるんです。親御さん、ほとんど毎日私のところへ来られますよ、車尾だ、それといづみ保育園かな。小学校に通うときは小学校に入れるんでしょうかと言っていますよ。現実論、現地をお見てくださいよ。

まして、私が副市長をお問いたいのは、都市整備部がおそういうような実態をお握とるのであれば、関係部局にお情報を提供して、情報共有をおしながら、どういうふうにお施策展開するかということをおやるのが市なんです。そこに欠けておるんです。答弁はおいただきません



けれども、やはりそういうふうな、何回も私、福祉保健部に言っとなるんです。だから、将来困りますよ、現実のそれを受け止められて、小学校のほうにも情報を、教育委員会に情報提供してくださいと、そういうことが起こってますので、他の地域にもあるかもしれません。日吉津村さんにも、私はあることで出向きました。同じようなことが起こったことを聞いております。本市であっては、私はならないと思いますので、そういうふうな体制を整えていただきたいと、これは強く要望をしておきたいと思います。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 再びですみません。先ほど伊藤委員の質問の関連なんですけど、10月1日時点での国の待機児童の調査は、令和3年度より廃止になったためというふうに書かれています。4月1日時点との調査と10月1日の調査というのは、これまでの調査の内容が違っていたということですか。

**○矢田貝委員長** 大谷保育支援担当課長補佐。

**○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐** 年度では同じ基準でやっていたということになります。ただ、やはり待機児童調査自体につきましては、かなり前からしている調査になりますので、今は平成29年度から大体同じ調査になっているんですが、やはりちょっとその前になると、項目が若干変わっているということがあります。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** そうしますと、先ほど話題になってました、今、こたかに入れられないから車尾に入っていっちゃるような人が、希望を出しても、それは待機児ではないと、もう保育園入ってる人は待機児ではないというふうにカウントされるわけですよね。民間のほかの保育園であっても、どっか入ってる人は希望しても待機児ではないんですね。はい。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 石橋委員の質問にちょっとかぶるんですが、定員が増えた、定員枠が拡大した、4人ということですが、これ、何人が何人になったんですか。

**○矢田貝委員長** 定員が増えた2園がそれぞれ何名が何名に増えたかということですね。2園それぞれに。

**○土光委員** 別に合計でもいいです。

**○矢田貝委員長** 合計でもいい。

**○土光委員** はい。

**○矢田貝委員長** 大谷保育支援担当課長補佐。

**○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐** 認可施設になりますけれども、令和2年の場合には、定員のほうが全部合わせまして465人であったところが、469人になったということになります。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今のは認定こども園云々ではなくて、とにかく保育所全部の合計という数字でということですね。ゼロ歳児のところですね。分かりました。

それから、もう一つは、この定員ということですが、普通、定員いったら、この施設は何人受け入れられる、それは当然定員なんだけど、その受け入れられる条件は、例えば施

設の状況で何人までは受入れ可能。もう一つは、施設が受入れ可能であっても、保育士が不足して、フルには受け入れられないというケースもあるというふうに聞いてます。この場合の定員はどちらのことを言っているんですか。

○矢田貝委員長 大谷保育支援担当課長補佐。

○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐 こちらにつきましては、計画上と同じく確保の見込みの内容ということになりますので、各事業所からいただいております定員の人数ということになります。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 だから、その定員というのが施設の条件で枠いっぱいという意味の定員か、保育士の配置とかそういう条件を加味した上での、つまり、その施設が事実上受け入れることができる定員なのか、どちらなんですか。

○矢田貝委員長 大谷保育支援担当課長補佐。

○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐 こちらにつきましては、実態については、それこそ年度途中でも何度も変わってしまうので、ちょっとその定数っていうのは取り難いので、そのまま施設の、いわゆる確認の定員ということになります。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。要は、各施設がうちの施設は何人までオーケーで、それが建物、施設上の条件か、保育士の配置か、それは、そこまでは把握してないということではないですね。分かりました。

それからもう一つ、出生数、推計より減少した。これも令和2年、いつだろう、推計より減少したというふうには書いてますが、これももともと幾らで推計してて、実際幾らだったとか、数字を持っていれば知りたいです。

○矢田貝委員長 大谷保育支援担当課長補佐。

○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐 令和2年度ですけれども、計画上の見込みといたしましては、1,250名と予測していたところですが、実際には1,143名ということになっております。

○矢田貝委員長 ほかにございませんか。

伊藤委員、よろしい。大丈夫。

ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時02分 再開

○矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、議案第106号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

森保険課長。

○森保険課長 議案第106号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

お手元の12月定例会議案資料1の4ページをお開きください。本議案は、改正点が2

点あります。1点目は、産科医療補償制度における掛金の額の見直しに伴い、出産育児一時金の金額を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げようとするものです。なお、産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したことが認められる場合は、その掛金を加算した金額を支給することとなりますので、総額42万円に変更はありません。

2点目は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、世帯に未就学児がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する当該未就学児に係る被保険者均等割額を所得制限なく全世帯一律に5割減額することで、子どもの数が増えることによる保険料負担を軽減しようとするものでございます。なお、御承知のことと思いますが、例えば保険料の7割の減額を受けている世帯に属する未就学児の場合、減額後の3割の10分の5に当たる1.5割をさらに減額することから、最終的には8.5割の減額となります。

説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** その減額となる対象の児童の数は何人になりますか。

**○矢田貝委員長** 森保険課長。

**○森保険課長** 対象の児童数でございますけれども、9月末現在で632人でございます。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第106号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 議案第107号、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

これは、公共下水道の普及、農業集落排水施設の整備等によるし尿の収集量の減少及び諸物価の高騰の状況に鑑みまして、し尿の処理手数料の額を18リットル当たり223円から261円に引き上げようとするものでございます。なお、この条例の施行期日を令和4年4月1日としております。

説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

戸田委員。

**○戸田委員** この内容については、前回の委員会である程度議論させていただいたんですが、今の審議会に諮問された理由っていうのは、ある程度説明されたのかどうか分かりませんが、審議会に諮問された本市の理由をまず伺っておきたい。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 審議会に諮問した理由についてでございますが、このし尿処理手数料のほうが今、おおよそ7年間ぐらい、消費税の引上げ以外では据置きという状態もございまして、業者様のほうから手数料の値上げについて要請等ございまして、それに基づきまして手数料の改定について諮問をしたところでございます。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私が申し上げてますのは、業界からそういうふうな要請を受けたと。しかしながら、本市として、要請は受けたけれども、その内容を鑑みて諮問しなければいけなかったのか、あなたが今おっしゃったように、諸物価の高騰等により、もう一つは7年間の値上げをしておらなかったからバランスを取るんだというような考え方で諮問されたのかどうか。その辺のところを確認しとるんですよ。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 御質問についてでございますけれども、年々くみ取り量が減ってまいりまして、許可業者さんの売上高が減になっているという状況とか、諸物価等が上昇傾向にあるということ等を勘案いたしまして、安定的な経営等をですね、業者さんの、そういうところを勘案いたしまして諮問したところでございます。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** なぜ私がこれをくどく聞くかといいますと、これは住民の方々に直接負担金を強いるものなんですよ。本当に議会で議論しとるかどうかっていうこと、声もあるんです。前回の委員会では、答申があったから、そのまま本市の意見として値上げ改定をするというような短絡的なところを私はいま見ましたから、私はその疑義を生じとるんだ。答申があったから、17%の答申があったから、そのまま意見を尊重して値上げをするという、そうなんですか。私は審議会に前にそういう答申を受けて、答申の内容を鑑みながら、内容については違った改定をしたこともございます。

そこで、本当に本市がこの問題を重要化をして、本当に直視しておられるか。市長にそういうふうなことをきちっと協議をされて、市長の考え方で答申どおりに17%値上げをするというような、本当に至ったのかどうか。副市長、その辺はどうなんですか。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 担当課の説明が不十分で申し訳ありません。当然のことながら、審議会の答申というのは尊重するわけではありますが、そもそも委員が御指摘になったとおり、審議会に諮問するのかどうか、あるいは、その審議会の答申結果を受けて、実際に料金改定の条例案を議会にお諮りするのかどうかということは、当然これは市として判断すべきこととあります。重ねてになりますが、当然、背景として、ここしばらく料金が、消費税分

を上げたことはありますけども、実質的には固定化されてると。その間にも、物価自体はそんなに最近はやっと違った様相も出てきますが、どちらかというと人件費ですね、人件費が、御案内のとおり、最低賃金の問題等もあって、かなり上がってきてる、これはもう委員も御案内のとおりであります。

さらには、やはりそういった状況を受けて、他の市町村の状況、これも点検をしております。もちろん本市がずば抜けて安いというわけではないわけではありますが、やはり本市よりも高いところ、あるいは同程度といったようなところもたくさんあると。そういったような状況を踏まえた上で、業界の御希望というものをしんしゃくすれば、これは議員もおっしゃるとおり、市民の皆様にも御負担をいただくものでありますので、できるだけ上げないほうがいいということを前提としつつ、値上げをお願いせざるを得んのだらうという判断をし、市として議案をお願いしてるということでもあります。どうかよろしく願いいたします。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけれども、公共下水のほうで公共下水並びに集落下水も値上げをされました。私たちも1万2,000円ぐらい払ってましたのが1万5,000円、1万6,000円弱になったんですかね、それだけ高くなったなというふうに思っておるんですが、先般、このし尿のくみ取りについて、住民の方と話す機会がありました。やっぱり独居老人の方は大変だと、そういう御意見をいただきました。もう一方の方は、5人家族ですか、これはやむを得んだらうなと、それは公共も集落も値上げになったのでやむを得んだらうなというふうな前向きな意見もいただいたんですが、やはり住民の方って本当に一生懸命暮らしておられますし、本市にとっても一生懸命貢献しとられるというふうには私は理解しておるんです。だから、こういう公共料金を値上げするについては、これは今の公共下水も、また令和6年度でしたか、上水道は令和7年度に値上げするというような計画でありますけれども、やはり公共料金の値上げに当たっては、十分に住民の皆様方に理解得られるような事務を私はつかさどっていく必要があるというふうに思いますし、またこの広報については、やはりきちっと対応して、済んだのかな、広報は。広報的なものもきちっとバランスを取りながら、私は住民の方々に提供していただければなというふうには、これは強くこの問題については指摘しておきたいというふうには私は思います。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 本当に公共的なことだと思うんですね。必ず生活に欠かせない問題です。戸田委員もおっしゃったように、本当に負担が、住民の負担が増える。特に、旧市内のほうでも下水道につないでおられない人で、例えば独居老人だったりすると、もう借金してまでそんなようせんわという人は結構おられると思っております。そういうところの負担が増えるというのは、本当に厳しいことだというふうに思っています。片方で、でも、業者さんのほうもやはり経営が成り立たんで潰れられたり、やめられたりしても、これも大変だなというふうに思ってます、大事な仕事を担ってもらってますので、それも成り立っていかないけんのだらうというふうに思うんです。

それじゃあ、これからどうするんだということなんですけど、どんどんやっぱりくみ取りの対象というのは減っていくでしょうし、そういうときにどんどん料金が上がるっていうことになると、また大変ですよ。例えば、私の住んでる地域ですと、下水道、いつつ

ながれるかっていうと、見当もつかないわっていう先の話になるし、合併浄化槽を設けたり、個人で浄化槽を設けたりして何とかやってるんですけど、また下水道が来たらそこへつながないけんっていうようなこともあるし、くみ取りをしてもらってるっていううちも多いわけですけど、そういうところの感じでいうと、不便なのに料金も負担が上がるっていうのもちょっとつらいところでもあります。これはやっぱり公共がしっかり関与して、どちらも成り立つようにしなきゃいけないというふうに私は思うんですが、これからの方向としてどんなふうに考えておられますか。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 委員さんの指摘について、誠にそういった視点で今後いろいろと考えていかんといけんと思っております。このたびは審議会のほうの議論でも様々な、両極端な議論がありました。例えばですね、事業者の安定的な経営を考えれば、可能な範囲でもう少し引き上げないといけないっていう御議論をされた審議会の委員さんもございましたし、もう一方では、やはり生活者の視点に立って、下水道につなぎたくても、経済的事情からその辺ができてない方々も当然今御指摘のようにいらっしゃるだろうと。そういった中で、下水道や農業集落排水の引上げも行われたことも踏まえて考えたときに、一定事業者のことをしんしゃくした場合の引上げは必要だけど、どのぐらいの程度を引き上げるのが妥当なのかっていうことを真剣に議論をしていただきました。

ただ、やはり最終処理は市の責任でし尿もするわけなんですけど、収集運搬について、ほかの可燃ごみと同様に一定の御負担をお願いする場合に、そのバランスですね、どのように取るかっていうことを、大変なかなか難しい問題ではありましたが、結論としては、今回、下水道とのあまり金額が離れないバランスを取ったほうがいいんじゃないかっていう議論に終結をいたしまして、このたびはこういった御提案、条例案の改正をいただいておりますけど、委員御指摘のとおり、今後いよいよし尿の処理体制っていうのを本格的に対象となる御家庭というのがどんどん少なくなってまいりますので、経営上成り立つし尿の処理体制っていうのを、この料金とは関係なく、取りあえず考えていかないといけんっていうのは市としても大きな課題だと思っておりますので、今後そういったことを考えていきたい、そのように思っております。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 本当に市の事業としてこれをして委託をするというような考え方でもしないと、なかなか一般の企業のことであるならば難しいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ先のことではなく、もうかなり迫ってる問題だと思うので、しっかり方向を出していただきたいと思っております。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第107号、米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。  
民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 9 分 休憩

午後 2 時 2 4 分 再開

○矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部から 1 件の報告を受けます。

第 1 2 回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果について、当局の説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 それでは、第 1 2 回中海会議「中海の水質及び流動会議」の開催結果について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

本年 1 0 月 1 3 日にウェブで開催されました中海会議の部会のうち、中海の水質及び流動会議の開催結果の概要でございますが、出席者については記載のとおりでございます。

資料の 4、概要の上部のほうに会議の概要を記載をしております。今年度の水質流動会議では、事務局である島根県から令和 2 年度の水質状況や改善に係る流入及び湖内負荷の対策の取組について報告があり、引き続き実証実験等により中海の効果的な水質浄化対策を講じていくことが会議で確認をされました。

主な報告の内容としまして、(1) に 4 点記載をしております。まず、令和 2 年度の水質でございますが、COD は環境基準点 1 2 地点において、第 7 期中海湖沼水質保全計画の目標値を達成しました。全リン、全窒素は未達成の箇所がございましたが、これについて、会議では令和 2 年度は夏場の降水量が少なかったことなどの気象条件による影響が考えられるという説明を受けております。

次に、2 点目ですが、下水道整備等をはじめとする様々な取組により、米子湾の透明度は令和 2 年度には 2 メートルとなり、2 8 年ぶりに目標を達成し、経年変化から、長期的に中海の水質は改善傾向にあることが報告をされました。

次に、令和 2 年度の部会の取組としまして、水質浄化には流入負荷対策と湖内負荷対策がございますが、このうち流入負荷対策としては、浅水代かきによる効果、検証結果が得られたという報告、また湖内負荷対策として、米子湾エリアにおける覆砂効果シミュレーションによる水質改善効果が得られたという検証結果の報告がございました。また、下水道部中央ポンプ場沖のファインバブルによる底質改善効果の検証実験開始につきまして報告があり、今後もこれらの水質浄化対策の取組を継続することが会議において確認をされたところでございます。

中海会議における主な意見としまして、(2) に記載をしております。まず、米子市長からは、中海の自然浄化機能を回復させるための浅場造成、覆砂などの継続についての要望がございましたほか、鳥取県知事からは水質調査モニタリングの継続のほか、両県の協力による検証事業の継続や効果的な対策について、国への要望などの意見があったところでございます。本市は国に対しまして、沖合覆砂や浅場造成等による水質浄化事業等のさら

なる推進並びに地形的に閉鎖性が強い米子湾の覆砂事業の推進を要望しております。中海会議におきましては、今後も必要な意見を述べて、中海浄化事業の推進を図ってまいる考えでございます。

御報告は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

**○石橋委員** 幾つかお伺いしますが、最初に、中海会議はいつもですと開催があるときにはちゃんと御案内があったんですが、去年はなかったんですよね。今年はZ o o mで開催されたということですか。案内がなかったというのは、Z o o mは傍聴者は入れないということになってたんですか。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 会議についての御案内の御質問でございますが、例年は市の総合政策課から議会のほうに対しまして、中海会議の開催についての御案内をしているところでございます。事前の開催案内でございますけれども、会議の開催案内自体は鳥取県事務局のほうから報道提供を行っておりますが、会議の密を軽減すること、それから、ウェブでございまして、限られた人数による会議ということで、県の事務局からは今回、情報提供にとどめたものというふうに承知をしているところでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** ウェブですから密になりませんし、大事な会議ですので、ぜひ参加できるようなことを検討していただきたいと思うんですが、今後は。

**○矢田貝委員長** 意見ですね。

**○石橋委員** はい。どうでしょうか。

**○矢田貝委員長** 回答をお願いします。

藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 中海会議の状況は、今後とも議会と共有をして、必要な意見を述べていく必要がございますので、御指摘のとおり、現在コロナ禍ですので、ウェブ会議を中心とした会議が、これにかかわらず多々開催はしているところではあります。より皆様と共有できる形は検討していく必要があると考えております。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 続いてですけれど、この中海会議の一番上のタイトルなんですけど、中海の水質及び流動会議というふうにありますけれど、流動っていうのは、これまでそんなにデータとかも上がってないのかなというふうに思いますが、流動っていうのは何を指してる、どういう内容になってるんでしょうか。

**○矢田貝委員長** 大峯環境政策課環境保全担当課長補佐。

**○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐** 流動といいますのは、米子湾、閉塞水域ですので、そこからの水がどれぐらいの期間で外海と入れ替わったりだとか、そういったシミュレーションを過去に行ったことがありますので、やはり水質浄化と、それから流動というものは関連づけて検討する必要があるということで、流動というタイトルが入っております。



○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 そのとおりだと思うんですね。過去は行ったことがあるということで、今はしばらく流動は調査されてないと思うんですが、ぜひ調査をしていただきたいと思います。昔、2つの堤防ができる前は、反時計回りのかなり強い潮の流れがあって、それがやはり中海の浄化に大きく役立っているというか、そういうふうに私たちは認識しています。流動は大事だと思いますので、ぜひそのところをしばらく測ってないのではなく調査をしていただくように、これは希望します。

3つ目ですけど。浅水代かきの効果があったというふうに書かれてるんですが、浅水代かきってというのはどういうことですか。

○矢田貝委員長 大峯環境政策課環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 浅水代かきといいますのは、通常の代かきよりも、代かきの作業をする際に水位を上げないようにして、汚濁物質が流出しないようにする農法のことです。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 水田の中の水位が上がらないようにして、それが外に流出しないようにするという意味ですか。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 はい、おっしゃるとおりでございます。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 すみません、4つ目ですけど、この一番最初の報告の中で知事の発言にあるんですが、しゅんせつくぼ地の水質への影響の調査を、森山堤開削後のその水質の影響をモニタリングとともにやってほしいということを言われています。これ、やはり私たちが求めていることなんですけど、例えばこの報告の中の7ページにありますけど、この図ですよ、真ん中の囲ってある、この図です。これ、(参考)中海の特徴というふうに書かれてまして、しゅんせつくぼ地があると、そこにヘドロがたまって貧酸素水塊ができるということが書かれていますが、私たちは、水質の問題として、堤防ができて、水の流れ、水流が遮られたこととともに、このしゅんせつくぼ地っていうのが、一般質問でも言いましたけども、中海の中の、底の面積の1割近くがくぼ地になっていると。干拓地を造るために、あるいは空港の滑走路の延長のためにそういうくぼ地が造られて、深いところは16メートルくらいあるという、物すごい深いくぼ地がたくさんあるわけです。ここの影響は表層にとってはあまり影響がないのだというふうにその隣に書かれております。しかし、底層のほうはこのために、やはりきれいにならないというところがこの囲みの中にも書いてありますけれど、これを読むと、どういうふうにこれを解消しようとしているのか、解消できないよというふうに諦めているんじゃないかというふうに思うんですけど、この点についてはどんなふうに中海会議の中では話し合われているのでしょうか。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 今、委員のほうから御説明いただきました7ページですけど、図の四角の上にこれまでの経緯を記載をしております。覆砂検討ワーキンググループにおきまして、しゅんせつくぼ地の埋め戻しについては、水質改善効果が見込みにくいシミュレーション結果が得られたということを承知しております。

この段ですけれど、後段の3段のほうに、知事の意見のほうとも重なる部分がございますが、今後対策を検討していく上で、新たな知見やデータの蓄積が必要であることから、地形的に閉鎖性が強く、汚濁負荷が滞留しやすい米子湾エリアに注目し、実測とシミュレーションを用い、関係機関で調査・研究を進めているという記載がございます。現在これを順次検討を進めておられるものと承知をしているところでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** これまでのくぼ地の埋め戻しというのは、実験的に一部されたこともありますが、完全な埋め戻しではなく、くぼ地の上まで、平らになるまできちっと埋め戻されたことはありません。必ず上部のところというか、底のほうには埋め戻しで何ぼか入れられるとしてもやはりくぼんでいると、そこへまたへドロがたまってっていうふうなことの繰り返しになっています。そういう意味でいうと、くぼ地を埋め戻したときの効果ははっきりしないままだというふうに思われます。それだけを指して、効果があまりないと、埋め戻ししても浄化のために効果があまりないというふうに断定するのは、ちょっと違うと思うんですね。なかなか大変深かったり、数も多かったりするくぼ地ですが、これは国の事業によってできたものですから、やはり国に埋め戻しのための予算を要求するとか、そういうことになるんだと思うんですが、多分県とか市だけではなかなか全部の埋め戻しはできませんから。でも、この埋め戻しについてはやはり徹底的に、中途半端じゃなくて、埋め戻すという方向で実験もし、検討してほしいというふうに思います。

影響がないって言われてる表層のほうですけど、これは外江の漁師さんや中海漁港の漁師さんに聞きますと、浅場にせつかく稚貝や稚魚が湧いても、この貧酸素が強い風が吹くと底層から巻き上がってきて、そして育たないんだっていうふうなことを聞いております。かなりの数の稚貝も湧いてるんだけどそれが育たないっていうふうなことを聞いてます。だとすると、表層へも影響があるわけです。十分な埋め戻しをしないで、効果が少ないというふうに決めつけずに、もっと検討されるっていうことを希望しますが、そういう提案をされてはいかがですか。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** しゅんせつくぼ地についての御意見をいただいたところでございますが、中海の水質改善には流入負荷の低減と湖内対策、この2つがありまして、くぼ地の対策は湖内対策の一つであると認識をしております。

現在、湖内対策としましては、平成25年度から、前のページ、6ページでございますけれど、浅場造成・覆砂の整備のほうを実施をしておられまして、本市としましては、湖内対策としては、まずは浅場造成・覆砂整備による水質改善、こちらについて有効性を検証しつつ事業を進めておられますので、積極的な推進が行われるように国に要望してまいりたいと考えているところでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 本当に、中海がきれいになったと、水深2メートルまで見えるようになった。確かに昔より澄んできたという感じはあると思います。でも、魚が以前の中海と比べると漁獲高も漁種も激減しています。魚がすめないっていうのは再生したことにはなりません。窒素とかリンなどもやっぱり、改善傾向にあるというものの、一定のところから進みません。やはり中海にとって、このしゅんせつくぼ地もですけれど、先ほども言いましたけれ

ど、2つの堤防を開削して、潮の流れがきちんと、日本海から入った海流がずっと回って出ていく。それで底層がきれいになってたつていうふうに、これまた漁師さんや研究者が言っているところです。そこも含めてしっかり検討されるべきだと。これもあんまり先延ばしにしてほしくないんです。もう10年もモニタリングしてます。森山堤が60メートル、下は24ですけど、こういう逆さ台形みたいな形で開けられて、それから、この水質の問題のためにずっとモニタリングされてきましたけど、もう10年以上が過ぎました。また何年も待つんですか。中海、いよいよ駄目になりますよ。やっぱり、この問題に対しては、この間の一般質問でも言いましたが、米子の立場、しっかり堅持されて、2つの堤防の開削も含めて、早急に中海会議の中で改善していくことを要求していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 まず、魚種等について減少の御指摘をいただいたところでございますが、こちらにつきましては、確かに減少傾向にはございますが、鳥取県の見解としましては、高齢化や漁業者の減少も大きな原因の一つ、また魚種については様々な要因が複雑に関係していると考えられることから、原因を明確にすることは困難であるというふうに伺っているところでございます。御指摘いただきましたように、中海の水質は様々な取組によりまして、調査結果から、長期的には改善傾向にある、これも事実でございます。本市は中海の水質浄化施策の推進は非常に重要であると考えておりまして、今後も国、県と連携をしながら事業について進めていく考えでございます。

そして、堤防の開削についてでございますけれど、現在、中海の水質が改善傾向にございますので、現段階で本市から中海会議に対しまして、堤防の開削についての提案は考えておりません。引き続き中海会議におきまして、モニタリング結果等に基づいて、必要な意見を述べてまいりたいと考えているところでございます。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 歴史的なところ、ずっと、もう一度見直していただいて、これが回復傾向で、堤防の開削を含めた新たな対策が今必要ないっておっしゃるっていうのは大変間違っていると思います。再検討をお願いしたいと思います。

○矢田貝委員長 意見ですね。

○石橋委員 意見です、これは。

○矢田貝委員長 ほかにございますか。

戸田委員。

○戸田委員 開催結果の概要報告ということで、この私の意見が当てはまるかどうか分かりませんが、報告の概要を受けました。ただ、CODについてはある程度環境基準を上回って満足できたということなんですが、従前は今の環境生活項目、BOD、COD、SS、pHとか大腸菌群数というものを併記して、環境基準を併記しながら、環境基準を下回っている、上回っているという判断材料をきちっと提起しよったんです。そこら辺のところを表にされて、過去5年間のいわゆるやり方を、経緯、動向をずっとその辺のところにもまとめられたらどうでしょうか。後のほうで全窒素、全リンの内容は出てるんですけども、やはりこのCODはよかったと、じゃあBODやSSはどうだったんだということは読み取れない。その辺のところはどうなんですか。

○**矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** まず、経年変化のほうは私のほうからお答えをいたします。中海会議の資料の2ページのほうを御覧ください。COD、全窒素、全リンについてでございますが、中海の水質の経年変化を会議の資料として過去数年の変動の状況を記載しております。ここのポイントについてのCODの値等については、こちらのグラフには記載はないものではございますが、長期的に改善傾向にあるというのを、それぞれの3つにつきましては、傾向をお示しをしているというところでございます。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今、藤岡次長さんがおっしゃったように、私もこれを見とるんですよ。だけど、単純になかなか理解し、見にくい部分があるよ。前は表にしてきちっと環境基準も定めて、今の現状は、令和3年はBODが環境基準から下回っておるとかというような表し方だったので、そういうふうな創意工夫をされて出されたらどうでしょうかという意見なんですよ。

○**矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 数値の表し方についてでございます。会議の資料のほうにはグラフがございまして、委員御指摘のように、2年度、元年度の実際の数値の比較というのが非常に分かりにくい資料でございますので、次年度の資料におきましては、特に、米子市ですと米子湾ですので、それぞれの環境基準、それから前年度との比較のようなものを市の報告資料のほうに分かりやすく提示をさせていただきたいと考えております。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 最後にしますけれど、それで、今、7ページのところを見てください。7ページの上段、②のところ、くぼ地の埋め戻しや覆砂は水質改善効果が小さくいうことでここでまとめてあるんですけど、戻っていただいて、1枚目の開催結果についてのところの、いわゆる市長の意見ですよ。主な意見で、浅場造成や覆砂など効果のある取組について今後も継続するとともに、その範囲を拡大していただきたいということを言っとられるんですよ。ここの辺のこの整合性はどうか、その辺のところはどのようにしんしゃくされておられるのか、その辺をちょっと伺っておきたいと思っております。

○**矢田貝委員長** 大峯環境保全担当課長補佐。

○**大峯環境政策課環境保全担当課長補佐** 7ページのほうのくぼ地の埋め戻しや覆砂は水質改善効果は小さくといいますのは、こちらはくぼ地に限った埋め戻し、覆砂についてでございます。今、国交省で行っております浅場造成、覆砂といいますのは、基本的には沿岸沿いの浅いところを、1メートル未満のところは浅場造成、それから2メートルから4メートルのところは覆砂事業という形で、そちらを優先的に効果を検証し、効果が高いということですので、検証しながら実施していただいているところでして、その沿岸部での範囲の拡大を要望しているところでございます。

○**矢田貝委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が申し上げたいのは、片方では効果がない、少ないですよと言って、しかしながら、米子市を代表する市長がそういう要望事項をされておられる、そのこの辺のところに整合性、矛盾は表出しないですか。逆に言えば、市長に発言をしていただくのであれ

ば、十分にその辺のところをフィードバックして文言の整理をされたほうが私はいいと思いますよということなんです。片方は覆砂が効果が望めないというような検証をされとるんですけど、さっきも言ったように、市長はそういうふうなことが拡大していただきたいという、ちょっと見れば不整合が生じとるんじゃないかなっていうふうに感じられるし、私はそういうふうに感じました。だから、そういう不整合を感じないような今後の対応をきちっとされたらどうですかっていうことです。副市長、どうですか、それ。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 資料のほうの書きぶりとか、それから担当の説明で、なかなか委員も含めて一般の方には分からない部分もたくさんあるかと思います。市長の発言の真意は、先ほど担当が申しましたように、沿岸部分における浅場造成、覆砂という事業の取組です。一方、もう一つの効果の少ないっていうのは、湖底中心部にある、いろんな箇所にあるんだと思いますが、このくぼ地について覆砂をする、その効果については、ここの7ページの記述では小さいっていう話をしとりますんで、同じ覆砂という言葉も出てきますんで、これらが市長の発言として今後誤解のないように工夫をしていきたいと思います。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私、最後にしますけど、この会議、私も何回も出ておるんです。言葉によっていろいろと左右されますし、メディアの方も入られます。市長が言った言葉は重たいんです。だから、そのことを十分にわきまえておられますかっていうことを私は問うておるんです。独り歩きするんです。分かっておること、浅場造成の4メートル、2メートル、浅場造成、私たちも水深まで測って、現地確認をしておるんです。そういう状況の中でもなかなか整理がつかない部分がいっぱいある。だから、そこの覆砂の拡大というのが、私は市長を批判しとるわけでも何でもありません。要は、市長はトップ発言するに当たってはそこの辺のところを慎重にならざるを得ないでしょうし、当局もそういうふうなレクチャーなり協議は十分にされておかないと私は駄目ですよっていうことを言っとるんです。要望です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** まず一つ、この会議の内容、今回は事情があつて事前には案内してなかったっていうやり取りということみたいですが、会議の結果、例えば当日の会議の資料、それから議事録、これほどこかで、どこかというのは県か市かという意味ですが、ホームページで公開をされることになってるんですか。

**○矢田貝委員長** 藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** この中海会議の事務局でございますが、鳥取県と島根県、こちらが交互に事務局を持っておりまして、今年度は島根県が事務局を持っております。会議自体は10月に開催されたものでございますが、その後、鳥取県議会におきましては常任委員会、福祉生活病院常任委員会におきまして12月1日に報告をされたものと伺っております。それぞれの議会に対して会議の内容を報告をしているという状況でございます。県の常任委員会の資料につきましては、鳥取県のホームページのほうに掲載をされているものと承知をしております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** この会議自身の資料、今、県は常任委員会で報告して公開してるといっ

委員会の資料として公開していると思うのですが、その資料と会議そのものの資料が同じかどうか分かりませんが、会議の報告として、今年は事務局、島根県か。これって議事録とかこの会議の資料、これは例えば昨年、毎年開かれていると思いますが、これは公開されているものなのですか。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 本会議でございますが、毎年開催をされておまして、今年につきましては、開催時期が、コロナ禍でありまして、例年より2か月遅くなり、そして民生教育委員会、本委員会での報告も今年は12月としているところでございます。その会議の議事録につきましては、事務局の扱いとなっております、申し訳ありません、本日、承知はしてはおりませんが、それぞれの議会におきまして議会と共有し、浄化施策の推進を図っていくという考えであると認識をしているところでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 その議会にということをお願いするのではなくて、ホームページに公開というのは一般市民誰でも見れるという状態ということですよ。だから、例えば今年は10月開かれて、今どうか分かんないけど、例えば、昨年までは議事録とか資料はどこかで、要は中海会議の資料、議事録、これは公開されているものなんですか。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 中海会議自体、公開の会議ですので、そのときに資料は一般にお配りしております。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 いや、それは分かっています。でも、それって傍聴行かないともらえないでしょう。だからホームページで議事録、資料、誰でも見れるように、そういう形で公開はされているのですかと聞いているんです。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 すみません、今ちょっと県のホームページのことを確認しておりません。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 これ、分かった時点でいいですから、事務局の持ち回りで、だから、どこがどうしているのか、もし公開するんだったら、島根か鳥取か、それとも中海会議そのものか、よく分からないので、公開されているかどうか、公開されているとすれば、どこで見ることができるのかというのは分かり次第お知らせください。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 確認し次第、御連絡いたします。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 それから、これは要望ですが、今年は事情があってウェブ会議。そうすると、例えば、動画というか映像なんかも当然あるはずですよ。多分録画していると思うので、そういう形で、当日の映像というのも公開することは可能ではないと思いますが、可能だったらそういうことも、つまり、傍聴に行かなくても、そういった会議が直接見ることができる、それ可能な状況だったら、それもやったほうがいいのではないかとということで、これは要望としてお伝えしておきます。

あと、質問ですが、先ほど戸田委員が指摘したところ、市長発言と7ページの記述、どうも整合性がないなという指摘ですが、これ、実は去年の委員会で私も同じことを質問しました。おかしいと、何か整合性がないと思って、全く同じ質問をしました。だから、まず、説明をお願いしたいのは、ここで浅場造成という言い方、それから覆砂それからくぼ地の埋め戻し、これ、どういう意味で使っているのか、きちっと説明してもらえますか。違いを含めて。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 浅場造成・覆砂事業といいますのは、現在、国、県によって行われておりますのは、沿岸部における浅いところは浅場造成、それからちょっと深くなったところが覆砂事業ということでございます。7ページのほうのくぼ地の埋め戻しや覆砂という記述がありますが、これはくぼ地における埋め戻しとくぼ地における覆砂という意味合いでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 だから、多分文章を見て、市長の発言と7ページ、同じ覆砂という言い方をしてるんですね。だから、説明で、違った意味で使ってるので整合性はあるというふうな答弁、1年前もそうだったんですが、やはりここはきちっと言葉を分かるように分けて、要は覆砂という意味を場合によって違った意味で使ってるんですね。それってよくないと思うので、それは何なりの資料の工夫、それから発言とか工夫をしていただきたいというふうに思います。

それから、浅場造成、覆砂というのは、だから両方の意味があるから困るんだけど、2メートルから4メートルのところに関しての覆砂という意味で聞きますが、浅場造成、実はちょっとイメージがそれなりに分かるんですが、水深2メートルから4メートルの覆砂、文字どおり砂で覆うわけですね。これ、全面的に覆うという、そういう意味で取っていいんですか、覆砂というのは。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 区画を区切りまして、その中は全て傾斜をつけた状態で護岸から砂を全面的に入れていく事業です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、砂の全面的に覆う厚さはどのくらいで覆うんですか。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 すみません、手元に資料がありませんので、厚さについてはちょっと今はお答えできません。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 後ほどお知らせください。

それから、7ページの記述に関して、くぼ地の覆砂というのは、要はくぼ地の埋め戻しで、何かで埋め戻すんだけど、砂で埋め戻す、そういった意味で7ページの覆砂というのは使ってるかと理解していいですか。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 埋め戻し材につきましては、砂であったり、あとは石炭灰、そういったものを使う場合もございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 そうですよ、そういったもので埋め戻し、くぼ地の埋め戻し。そうすると、何で7ページで、くぼ地の埋め戻しというのは砂とか石炭灰を使って、くぼ地を塞ぐこと、そういった意味で使ってますよね。これ、何でくぼ地の埋め戻しや覆砂という表現になるんですか。じゃあ。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 くぼ地におけるというような意味合いだと解釈していただければよろしいかと思うんですけども、覆砂についても、そのくぼ地全域を埋めるものですので、砂でヘドロをかぶせるという形になりますもので、覆砂というようにここでは表現しているのだと考えております。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 だから、表現上、最初も言ったように、覆砂というのがいろんな場面いろんな意味で使われているので、混乱のもとだと思います。ここももう一回あえて言いますと、くぼ地の埋め戻し、これは意味としてははっきりしていますよね。くぼ地があって、それを埋め戻す、何かで埋める。何で埋めるかいうたら、砂もあるだろうし、石炭の燃え殻で埋める。だから、ここで砂で埋めるというのもくぼ地の埋め戻しという意味で入ってますよね。それなのに「や覆砂」と書くから混乱するんです。私もこれ見て混乱しました。多分担当課が書いた文章じゃないから、そう言われてもと思うかもしれないけど、とにかくその辺のところはきちっと整理して説明をしないと、私もこの昨年から同じ質問をして、今になってもよく分からないからという状況が続いてるので、そこはよろしく願います。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 今までのいろいろ委員さんの議論聞いてまして、この言葉の使い方、十分確認した上でお知らせしていきたいと思います。後日お知らせしていきたいと思います。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 それから、10ページの記述に関して、ウとしていろいろ効果検証。ここで、パラグラフ2つ目かな、平成28から30年度までで始まる文章の2行目、底層の酸素が欠乏しにくいことなどから効果が期待されるとされた水深4メートル以浅の範囲、ちょっとその前か、新生堆積物の影響が少なく底層の酸素が欠乏しにくいことなど。これ言ってること説明してもらえますか。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 新生堆積物の影響が小さくといいますのは、くぼ地のように深いところで新生堆積物がたまりやすいですけども、比較的浅い区域ですと、堆積物がもともとたまりにくいです。また、底層の酸素が欠乏しにくいといいますのは、中海の場合は水深4メートル以下が貧酸素になりやすい区域ですので、4メートルよりも浅いということはもともと底層の酸素が欠乏、貧酸素になりにくいところですので、そこで環境を整えて生物の生息等を促進するというような目的があります。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 そういうところに覆砂をすとしたシミュレーション結果で、こんな結果が



ありますというふうにこれ、書いてるんですよ。そうすると、新生堆積物、つまり新たな堆積の影響はあんまりない、底層の酸素が欠乏しにくい場所というのはそれなりに何か環境がもともといい場所じゃないかと思ってしまうのですが。

○矢田貝委員長 大峯環境保全担当課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 くぼ地に比べますと生物環境は良好だとは思いますが、それでも、やはり放置してある状態ですと汚泥たまっていきますので、そこに一旦覆砂をして、酸素の供給を継続できるような環境を整えていくというものでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 という覆砂のことについて、1ページで、市長の発言が、覆砂など効果のある取組を進めていってもらいたいと発言したと考えればいいわけですよ。そこは分かりました。

それから、これは石橋委員と同じ要望になりますけど、やはりくぼ地の影響が少ないみたいな7ページの記述、これは私は、だから優先順位が低いと考えるのは、やはりなかなか私も受け入れられません。一つだけ指摘しますと、7ページで①、②、これまでの経緯の中の5行目、①、②、これ、主語は表層水質ですよ。表層水質は、くぼ地の埋め戻しとしてはあんまり効果がない。これって当たり前ですよ、それこそ右に図解してるけど。表層水質は流入の影響を大きく受ける、負荷が多いという言い方をしますけど、これも当たり前ですよ。でも、問題は7ページの図で、これは石橋委員の指摘と同じですが、この下の表層と深いところ、なかなか水の出入りがなくて、下のほうはくぼ地の影響を受けて、そこで貧酸素状態になって、貝とか生物がなかなかすむ環境ではないという状況はやっぱりあるので、表層が影響ないとか、くぼ地を埋めたって表層にはほとんど影響ないとか、そんなこと言ったって、それはちょっと言ってる視点が違うでしょうと私は思うので、石橋委員が一つの例出しましたけど、ふだんは表層、それより深いところ別々で、表層はそんなにくぼ地のその下の貧酸素の影響は受けないのかもしれないけれど、台風とか何かでかき回される時期がある。そうすると、表層もそこで一時的にはあるけど、影響を受ける。生物は一時的な影響が来るとそこで決定的なダメージを受ける可能性がありますから、私はこのくぼ地の埋め戻しの評価、それから優先順位というのは改めてきちっと考えて検討していただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 重ねての御答弁になりますが、こちらのほう、下3行にございますように、現時点での結果は出ておりますが、新たな知見やデータの蓄積が必要ということで、中海会議におきまして米子湾エリアも注目をされ、実測とシミュレーションを用い、関係機関で調査・研究を進めていくものと認識をしております。米子市としましても米子湾の浄化対策については中海会議で意見を申し上げていきたいと考えているところでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 だから、新たな知見で言うべきことは言っていくということですが、つまり、それ以前、上3行でくぼ地の埋め戻しは影響が少ないみたいな、表層はという条件がついてるんですけど、それでよしとするのではなくて、やはり実態に現実に即した形で、ちゃ

んとそれもくぼ地の埋め戻しをすることの有効性も含めて調査研究をして、米子市として言うべきことは言っていくということでいいですね。

○矢田貝委員長 藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 くぼ地の埋め戻しは手段でありまして、当然御承知のとおり、目的ではございません。湖内対策が重要でございますので、この1枚目の知事の発言にもございますが、しゅんせつくぼ地の水質への影響及び等々ありまして、引き続きモニタリングを継続して調査というのがございます。現時点での結論としては一度出たものではございますが、新たな知見やデータの蓄積が必要ということがございますので、モニタリングの継続、そして実測等シミュレーションを用いることによって、湖内対策についての検討を進めていただくように中海会議で意見を申し上げていきたいというところでございます。

○矢田貝委員長 土光委員、まだ引き続きの意見は何点かお持ちでしょうか。

ほかの委員の皆様、いかがですか。

分かりました。

じゃあ、まず、土光委員。

○土光委員 そういう理解でいいですねということに関して、そうですと言ってもらえないので、だから指摘ということで、やはりとにかく7ページでくぼ地の埋め戻しの評価、これはこういう評価だけでよしとすることは私はできないと思ってます。だから、その辺のところは、くぼ地の埋め戻しの評価というのは、評価を再検討して、この中海の浄化というのは取り組むべきだというふうに私は思っています。指摘ということで。

○矢田貝委員長 皆様、お諮りいたします。あと、石橋委員が御意見等お持ちだそうですけど、引き続きさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 では、石橋委員。

○石橋委員 今、覆砂と埋め戻しということで、くぼ地のちょっといろいろあって、本当に覆砂っていうのもどういうことかっていうのは段々分かったんですけど、私も最初は分からんで混同したりしました。この資料の中の6ページに例えば覆砂をしているところっていうのは図がありますが、くぼ地がどこにどういうふうにあるか、これも図を入れた、あと、何メートルのものがあるとかいう、そういうデータも入れた資料を出していただきたいと思います。さっき、湖の中心部っていうふうにちょっと永瀬さん言われかけましたけど、中心部ではありません。中海の東側あるいは東南側、だから米子寄りにたくさんくぼ地はあります。くぼ地の図とデータを出してください。

○矢田貝委員長 対応できますか。

藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 くぼ地の場所の地図ということでよろしいでしょうか。過去ワーキンググループの時点での提出した資料があるかと思っておりますので、確認しまして委員のほうに提出をさせていただきます。

○矢田貝委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後3時15分 再開

○矢田貝分科会長 民生教育委員会を再開いたします。

民生教育委員会の所管事務に係る調査・研究についてを議題と致します。

本件につきましては、9月24日の委員会におきまして、令和4年度1月頃にこども総本部の取組状況について、現地を視察したい旨を申しておりました。このことについて協議をさせていただきたいと思っております。

実施時期についてでございますが、令和4年1月20日から24日頃に委員の皆様の日程が合うところで、午前か午後かの意見をお聞かせさせていただきますので、その中で調整を図らせていただきたいと思います。

また、来年1月7日頃をめどに、皆様からの意見を事前に募らせていただくように事務局からの文書をお送りさせていただきたいと思っておりますが、この点について確認、了解いただけますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 ありがとうございます。

それでは、取りかかせていただきます。緊急的に皆様にお諮りする事項がございましたら、次回の委員会でお諮りをさせていただきます。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時17分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織